

1. 議事日程（第33日目）

日程第 1 行政報告

日程第 2 総務常任委員長報告

- (1) 議案第 1号 上天草市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- (2) 議案第 2号 上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 3号 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 4号 上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 5号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第 6号 上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第 7号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第 8号 上天草市前島地区市有地開発検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- (9) 議案第 9号 上天草市阿村地区交流センター条例の制定について
- (10) 議案第10号 上天草市阿村地区交流センターの新設に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (11) 議案第11号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 経済建設常任委員長報告

- (1) 議案第12号 上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第34号 訴えの提起について

日程第 4 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第13号 上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第14号 上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第15号 令和元年度(平成31年度)上天草市一般会計補正予算(第7号)
- (2) 議案第16号 令和元年度(平成31年度)上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- (3) 議案第17号 令和元年度(平成31年度)上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第18号 令和元年度(平成31年度)上天草市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- (5) 議案第19号 令和元年度(平成31年度)上天草市斎場特別会計補正予算(第3号)
- (6) 議案第20号 令和元年度(平成31年度)上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第2号)
- (7) 議案第21号 令和元年度(平成31年度)上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- (8) 議案第22号 令和元年度(平成31年度)上天草市下水道事業会計補正予算(第3号)
- (9) 議案第23号 令和2年度上天草市一般会計予算
- (10) 議案第24号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- (11) 議案第25号 令和2年度上天草市診療所特別会計予算
- (12) 議案第26号 令和2年度上天草市介護保険特別会計予算
- (13) 議案第27号 令和2年度上天草市斎場特別会計予算
- (14) 議案第28号 令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
- (15) 議案第29号 令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- (16) 議案第30号 令和2年度上天草市電気事業特別会計予算
- (17) 議案第31号 令和2年度上天草市水道事業会計予算
- (18) 議案第32号 令和2年度上天草市下水道事業会計予算
- (19) 議案第33号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第 6 議案第35号 令和元年度(平成31年度)上天草市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 7 同意第12号 上天草市副市長の選任につき同意を求めること
- 日程第 8 発議第 2号 上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 園田 一博		
1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
4 番 田中 辰夫	5 番 何川 雅彦	6 番 宮下 昌子
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司
10 番 田中 万里	11 番 北垣 潮	12 番 島田 光久
13 番 津留 和子	14 番 桑原 千知	15 番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
教 育 長	高倉 利孝	総 務 企 画 部 長	和田 好正
市 民 生 活 部 長	宇藤 竜一	建 設 部 長	小西 裕彰
経 済 振 興 部 長	井手口隆光	教 育 部 長	山下 正
健 康 福 祉 部 長	坂田 結二	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総 務 課 長	濱崎 裕慈	財 政 課 長	迫本潤一郎
会 計 管 理 者	鬼塚佐栄子	水 道 局 長	山本 一洋
企 画 政 策 課 長	永田 健吾		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	海崎 竜也	局 長 補 佐	山川 康興
主 幹	倉橋 大樹	主 事	竹川 知佐

開議 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(島田 光久君) おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案は、議案第35号、令和元年度(平成31年度)上天草市一般会計補正予算(第8号)及び同意第12号、上天草市副市長の選任につき同意を求めることについての2件です。

議案第35号及び同意第12号につきましては、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略し、

質疑討論を得て表決することに決定いたしました。

皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

日程第 1 行政報告

○議長（園田 一博君） 日程第1、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症に係る経過等について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月以降、中国武漢市から患者が断続的に報告をされ、日本国内での感染者は2020年1月15日に1例目が報告をされて以降、3月10日時点で、クルーズ船の乗客696人を含めると、1,209人の感染者が報告をされております。世界的には、WHOにおいて、1月30日に、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が宣言をされ、3月11日には、世界120カ国に12万人を超える感染者を記録したことから、感染状況はパンデミックと言えとの声明が出されたところでございます。

このような中、国の対応としましては、1月30日に、総理を本部長とする新型コロナ感染症対策本部が設置され、流行の早期収束を目指しつつ、患者増加のスピードを可能な限り抑制し、重症者の発生と社会経済へのインパクトを最小限度にとどめるために、新型コロナウイルス感染症に関する第1弾の緊急対応及び基本指針が示され、逐次対策を講じられているところでございますが、感染拡大に歯止めがかかっていない状況を踏まえ、3月10日には、第2弾の緊急対策として、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等が示されたところでございます。

次に、県におきましては、こうした国の動きを踏まえ、2月4日に、知事を本部長とする対策本部が設置され、3月11日まで8回にわたって対策本部会議が開催をされております。なお、県内では、2月21日に初めて感染者が発生して以来、3月12日現在6人の感染が報告をされているところです。

また、感染が疑われる方への対応としては、県の10箇所の保健所において、帰国者接触者相談センターが設置され、住民の相談対応及び帰国者接触者外来の受診紹介によるPCR検査等の対応を行っているところです。

次に、市におきましては、2月22日に、私を本部長とする上天草市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染の状況の把握とともに、国県の対策に関する情報収集を行うとともに、市独自の対策の検討に着手しております。市独自の取り組みとしましては、まず、新型コロナウイルス感染症に関する周知啓発及び1月31日から市ホームページ、市公式ライン、防災無線及び広報誌などを活用し、市民に最新の情報を随時提供するとともに、感染予防の啓発チラシを、医療、保険、福祉、教育、金融等の関係機関へ配布するなど、市民への周知徹底を図っているところでございます。

市役所内の取り組みとしては、2月28日に職員に対して新型コロナウイルス感染防止のための対応通知を発し、各庁舎や学校及び公の施設への消毒薬の設置、並びに窓口職員に住民対応の際のマスク着用を徹底させ、さらに、イベント等における参加者等へマスクを配布するなど、全庁的な感染予防対策の徹底を図ったところです。

また、大規模感染のリスクを回避するための国の要請を受け、不特定多数の方が集まるイベント等の中止や、市内小中学校の臨時休校を3月2日から3月15日の間、そして、さらに、3月24日まで延長するなどの対策を講じております。

一方、今回の感染拡大により、全国的に事業活動が停滞するとともに、各種イベント等が中止になるなどの影響が拡大をしており、中小事業者にあつては、資金繰りに支障が生じたり、売り上げの低下など、事業活動を縮小せざるを得ない状況となっております。

国においては、特に、3月10日に出された第2弾の対策の中で、経済対策が示されるとともに、県においても、これを踏まえた対策が示されていますが、市においても、市内経済への影響を最小限度に抑えるため、国県が創設している事業者等への資金繰り支援を周知するとともに、市独自の新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策第1次を取りまとめ、地域経済への対策として、農林業業者向け金融支援制度創設に伴う利子補給事業、中小企業の資金繰り支援に係る利子補給事業、感染症拡大防止のための緊急対策として、感染予防のための必要なマスク消毒液等を購入、市内小中学校等における臨時休校への対応として、臨時休校に伴う放課後児童クラブの開所時間延長の実施など、総額で6,501万3,000円の対策を取りまとめたところです。

なお、予算化については、後ほど、追加議案の説明の中で触れますが、本年度の補正予算で1,550万6,000円を計上し、債務負担行為の設定で4,664万4,000円としております。

引き続き、今後の感染状況を随時把握し、情報収集に努め、国県と連携をしながら必要な対策を講じてまいります。

○議長（園田 一博君） これで、行政報告は終わりました。

日程第 2 総務常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第2、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第1号、上天草市上天草市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、ほか10件を議題といたします。

総務常任委員長から審査の経過並びに結果について、御報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、去る2月26日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第1号、上天草市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、議案第2号、上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第4号、上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、第2条に関しては、休日勤務割増し報酬が休日勤務報酬へ、また、夜間勤務割増し報酬が夜間勤務報酬へ改正されるが、変更点は何なのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、内容の変更ではなく文言を統一するものであると答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号、上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第8号、上天草市前島地区市有地開発検討委員会設置条例を廃止する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号、上天草市阿村地区交流センター条例の制定についてでございますが、委員から、今回の条例案では休館日を設定しているが、同類の施設である教良木河内交流センター条例には休館日が規定されていない。双方の整合性をとる必要があるのではないかと質疑がありました。これに対し、執行部から、教良木河内交流センター条例は、平成17年度に制定されており、当時は、休館日が規定されていない条例をベースにつくられたと考えている。現在は、公の施設の休館日については規定を設けており、今回の条例案に盛り込んだところである。教良木河内交流センターについては、当該規定がなくても、休館の判断は管理者の権限により行うことが可能であり、実質的に市民の施設利用に影響を及ぼしていない状況に鑑みて、今後、条例の改正事由が生じた際に、休館日の規定の必要性を検討することとしていると答弁がありました。また、委員から、使用料については、上天草市内市外で違いはあるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、市内市外の区別はしていないと答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号、上天草市阿村地区交流センターの新設に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

次に、議案第11号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、成年被後見人を意思能力を有しないものに改めるとのことであるが、どのように解釈すればよいのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、これまで成年被後見人は印鑑の登録をすることができなかったが、条例の改正により、法定代理人が代行し、本人からの申請があれば、意思能力を有する者として申請することができるようになることと答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたこともあわせて御報告いたします。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、総務常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第1号、上天草市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第2号、上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第3号、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第4号、上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第5号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第6号、上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第7号、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第8号、上天草市前島地区市有地開発検討委員会設置条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、委員長報告のと

おり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第9号、上天草市阿村地区交流センター条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第10号、上天草市阿村地区交流センターの新設に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第11号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 経済建設常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第12号、上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件を議題といたします。経済建設常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） おはようございます。

経済建設常任委員長報告を申し上げます。さきの本会議において、本委員会に付託されました案件について、去る2月27日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第12号、上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号、訴えの提起についてでございますが、まず、経済振興部長から、これまでの経過として、平成30年5月に、A氏から開発プロジェクト推進課の課長あてに千巖山の市有地の境界について意義があると入電があった。平成31年2月、千巖山の展望台整備に係る立

会に職員が出向いたところ、ツツジ等の植栽を確認した。令和元年10月30日に、市からA市に対し、令和2年1月31日までに土地の明け渡しをするようにと通知書を送付した。それに対し、A氏から市への文書が送付され、その内容から、A氏にツツジ等を撤去する意思はないと判断し、市としては、対話による和解も考えたが、和解の可能性が見えないということで、今回、議案として提案させていただいたと補足説明がありました。これに対し、委員から、提案の理由はよく理解できる。しかし、どうにか話し合いで解決できないかと質疑がありました。これに対し、執行部から、本人とのやりとりでは、和解するような雰囲気でないと感じている。また、来庁された当初に、本人が裁判をするという言葉が何度か発しておられる。和解ができれば1番良いと思うが、難しい状況を御理解いただきたいと答弁がありました。また、委員から、今ツツジ等が植栽されているが、あと10年もすれば伸びて景観が悪くなる。せっかく千巖山の道路や展望所もつくり、整備が進んでいる中、この問題をそのままにしておくことはよくない。絶対に早く解決しなければならないと意見がありました。これに対し、執行部から、早く解決するために、所有権をはっきりさせ、ツツジ等の撤去をさせたいと考えていると答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本委員会といたしまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定しましたこともあわせて御報告いたします。

以上で、経済建設常任委員長報告を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから経済建設常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第12号、上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、委員長報告の

とおりの可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第34号、訴えの提起についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 文教厚生常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第13号、上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件を議題といたします。文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について御報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 辰夫君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。さきの本会議において文教厚生常任委員会に付託されました案件について、去る2月25日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第13号、上天草市水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、湯島簡易水道事業については、国の補助金を受け事業を実施してきたが、水道事業との統合後、補助金は受けられるのか。また、水道料はどのように変わるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、水道事業との統合後も県の補助金は受けられることを確認している。また、水道料に関しては、令和元年10月に水道事業の基準に合わせ、料金改定を行ったところであると答弁がありました。また、委員から、水道料金が上がったことで住民の負担がふえたことになるが、事前に統合に関する住民説明会は実施したのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、事業を統合するという説明は実施しなかったが、改定後、現在まで、クレームを含めた地域からの意見は届いていないと答弁がありました。

このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号、上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、第25条使用水量及び用途の認定について、前3カ月の使用水量、その他の事情を考慮して認知する旨の条文を削るとされているが、これにより、住民へはどのような影響があるのか。新たな負担が出てくるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、第2

5条は、漏水による水道料金の免除を行う場合等に負担額の積算基礎となるものだが、その条文を削除し、前3カ月の使用水量を考慮しない場合でも、その負担の程度はケースバイケースで異なるため、負担が増加するか否かは判断できないと答弁がありました。

このような審査を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定しましたことを、併せて御報告いたします。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、文教厚生常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第13号、上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第14号、上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 予算決算常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第5、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました案件のうち、議案第15

号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第7号）から議案第22号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）の以上8件を議題といたします。

予算決算常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（田中 万里君） 令和元年度（平成31年度）補正予算にかかわる予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第15号から議案第22号について審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第15号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、総務企画部所管について、委員から、まちづくり事業推進助成金の減額補正は、ハード事業について申請がなかったとのことだが、周知不足だったのか。それとも、各地区の事業実施がある程度落ちついたのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、市広報紙での掲載に加え、姫戸、龍ヶ岳地区で相談会等を実施した。申請がなかった理由は、複数年にわたり実施している事業のため、まちづくり活動が落ちついたことや、地域の担い手不足等が主な理由と分析している。また、平成29年度からクラウドファンディングによる資金調達を要件化したことが理由の一つと考えられると答弁がありました。

次に、委員から、災害集団移転地財産処分にかかる不動産鑑定評価業務が120件の予算に対し、実績が25件とのことだが、減少した理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、居住者の高齢化や、今後、改築等土地の活用を考えていないこと。また、売却単価が高額であることで、希望者が少なかったものと分析していると答弁がありました。

次に、経済振興部所管について、委員から、耕作放棄地解消事業補助金の予算計上に関して、当該農地が対象となるか否かは予算要求時にわからなかったのかと質疑があり、執行部から、当該農地は耕作放棄地として捉えていない農地だったため、補助対象外となり、減額した。予算要求時に、事業者との確認打ち合わせ不足が原因だったと答弁がありました。

次に、建設部所管について、委員から、市道永浦樋合2号線道路改良工事の不用額について、補正予算の概算は適正だったのかと質疑があり、執行部から、9月議会でさまざまな危険性を考慮し、7,000万円を増額補正した。最終的に安全が確認され、その分を施工せずに済んだことから減額となった。今後、このような事態を回避できるよう努力したいと答弁がありました。

次に、委員から、老朽危険家屋等除却促進事業補助金の対象家屋は多い。補助制度を周知しなければ活用されないの、さらに周知をお願いしたいと意見がありました。これに対し、執行部から、補助金を利用してもらうことが空き家対策につながるの、しっかり取り組みたいと答弁がありました。

次に、健康福祉部所管について、委員から、上天草市介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び上天草市介護施設開設準備経費助成事業補助金の減額は、民間事業者の人材不足が応募のない

理由とのことだが、事業者への聞き取りを行ったか。また、今後はどのような対策を講じていくのかと質疑があり、執行部から、聞き取りは行っていない。本事業は令和2年度まで実施するため、今後事業者へ説明を行うなど、申請を出す動きを働きかけ努めると答弁がありました。

続いて、委員から、放課後児童クラブ事業委託金の減額は、利用児童者数の減少が理由かと質疑があり、執行部から、医療的ケア児童の受け入れがなかったため、その加算分を減額するものであると答弁がありました。

続いて、教育部所管について、委員から、中南小学校屋内運動場大規模改修工事は、国の補正予算に伴い前倒しするとのことだが、工事期間はどの程度短縮できるのかと質疑があり、執行部から、入札から発注までの期間を1、2カ月程度短縮でき、工事期間は約1年間を予定していると答弁がありました。このような審査を経まして、議案第15号については、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてでございますが、委員から、健康ポイント事業への参加者の現状をどう考えているかと質疑があり、執行部から、当初の予定より少ない状況だが、今後は、周知や申請の方法及び内容等を再検討し、参加率の向上に努めると答弁がありました。このような審査を経まして、議案第16号については、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号、令和元年度（平成31年度）上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、慎重に審査をしました結果、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、委員から、ランチ活動委託料の減額理由はと質疑があり、執行部から、姫戸在宅介護支援センターへの委託業務であり、常時1人が相談業務を担当することで契約していたが、実施段階で居宅介護支援の業務と兼任する体制となり、実際の業務量に相当する0.5人分を人件費として積算したことが減額の理由であると答弁がありました。このような審査を経まして、議案第18号については、可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第19号、令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、委員から、斎場大規模改修工事の工事費約1億5,000万円の減額理由はと質疑があり、執行部から、熊本地震の影響等を考慮し、概算工事費を割り増して計上したことから、実績額との差額が生じたものであると答弁がありました。このような審査を経まして、議案第19号については、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号、令和元年度（平成31年度）上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、委員から、映像コンテンツ更新業務を計画どおり実施できなかった経緯はと質疑があり、執行部から、進捗した映像技術の活用や、現在使用中の映像を残す必要性等の課題を踏まえ、業務の詳細や使用に関する再検討を重ねるうちに、十分な事業期間がとれなくなった。当初、計画していた熊本復興基金の活用期限が延長されたこともあり、より魅力的な映像を制作するために、本年度の実施を断念したと答弁がありました。このような

審査を経まして、議案第20号については、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号、令和元年度（平成31年度）上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び議案第22号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、慎重に審査をいたしました結果、可決すべきものと決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。

以上で、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、予算決算常任委員会に付託いたしました案件第15号から議案第22号までの案件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決をいたします。

議案第15号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第16号、令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第17号、令和元年度（平成31年度）上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長報告の

とおりの可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第18号、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第19号、令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第20号、令和元年度（平成31年度）上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第21号、令和元年度（平成31年度）上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第22号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、予算決算常任委員会に付託いたしました案件のうち、議案第23号、令和2年度上天草市一般会計予算から、議案第33号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の以上11件を議題といたします。

予算決算常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（田中 万里君） 長くなりますので、よろしくお願いします。

令和2年度当初予算にかかわる予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第23号から議案第33号について審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第23号、令和2年度上天草市一般会計予算についてでございますが、総務企画部所管について、委員から、行政区長業務委託料について、令和2年度から区長業務が委託事業となるが、区長への説明を行った経過は。また、区長からどのような意見が出されたかと質疑があり、執行部から、区長会及び区長連合会役員並びに旧4町単位で区長に対し説明を行ったが、意見は特に出なかったと答弁がありました。また、委員から、業務委託に変わるにより、区長が市に対して行う報告等の業務内容はどう変わるのかと質疑があり、執行部から、業務完了報告書を提出していただくことになるが、なるべく区長の負担が少なくなるよう配慮すると答弁がありました。

次に、委員から、普通財産貸付収入946万8,000円が計上されているが、市有地など今後貸し付けをふやす対策はと質疑があり、執行部から、現在公有財産の利活用方針の作成と同時に財産台帳の整備も行っており、今後、利活用の計画はないものは売り払いや貸し付けを推進していく。また、市有地売払収入については、案件が発生した際に、見込み額を改めて積算すると答弁がありました。

次に、委員から、広域架橋建設促進事業について、本市では、八代天草シーライン及び三県架橋建設の早期実現を目指し予算額はふえている。本議会においても、特に、八代天草シーラインの建設促進に向け、少しでも前進するように取り組むべきだと意見がありました。

次に、委員から、勤怠管理システムについては、各職員のパソコン電源のオン・オフで出勤を管理するシステムと理解するが、出張等別の場所で勤務する場合は、どのように対応するのかと質疑があり、執行部から、所属長が確認の上、システムに直接入力すると答弁がありました。

次に、委員から、宮津地区開発調査検討事業について、将来構想策定検討委員会を設置予定とのことだが、委員選定の考え方はと質疑があり、執行部から、この検討委員会は4回開催予定で、委員の構成は、市議会、商工会、観光関係等15名程度の外部有識者で立ち上げたいと答弁がありました。

また、委員から、上天草高校の生徒等、若者の意見を聞く考えはないかと質疑があり、執行部から、地元の将来を考える上で、若者の意見を聞く場は必要だと考えていると答弁がありました。

次に、委員から、釣りを軸にしたブルーツーリズムの促進による交流人口創出事業について、釣り船を経営されている方の協議会を設置するのか。また、実施スケジュールはと質疑があり、執行部から、協議会の構成は、釣り船、釣り具店、釣りクラブや漁協等、釣りにかかわる人たちを想定しており、1年目に協議会等の基礎づくり、2年目に情報発信、3年目に持続化に向けた取り組みというスケジュールのイメージを持っていると答弁がありました。

次に、委員から、地域の魅力ブラッシュアップ事業自分学舎事業については、姫戸及び龍ヶ岳地区の振興を図る事業と捉えるが、具体的な内容はと質疑があり、執行部から地方創生の取り組みを姫戸、龍ヶ岳地区にも広げていくため、新規事業で地域住民や有識者によりワークショップを開催し、テーマを見つけ事業化につなげる計画であると答弁がありました。

次に、市民生活部所管において、委員から、水質環境改善への取組支援事業補助金については、以前から取り組まれているEM菌による環境改善の取り組みに対する補助金かと質疑があり、執行部から、大矢野川を中心に有用微生物を使った水質改善事業に対する補助金であると答弁がありました。また、委員から、この事業を実施している地区は何件あるのかと質疑があり、執行部から、全部で20地区あり、EM菌を使う地区、乳酸菌を使う地区が同数程度であると答弁がありました。

次に、委員から、海岸漂着物等地域対策推進事業委託料の委託先を検討する上で、若手漁師でつくるグループも視野に入れてはいるかと質疑があり、執行部から、委託先の検討は今後行うが、若手漁師でつくるグループも含めて検討したいと答弁がありました。

次に、委員から、通知カード、個人番号カード関連事務の委託にかかわる交付金について、個人番号カードの申請及び交付の状況はと質疑があり、執行部から、令和2年2月末日現在、人口2万7,311人に対して申請件数が3,792件で、申請率は13.9%、交付件数が3,458件で、交付率は12.7%という状況であると答弁がありました。また、委員から、交付率を上げるための計画はと質疑があり、執行部から、企業や病院、各学校等に出向き、申請手続受け付けを行う等、交付率向上に努めたいと答弁がありました。

次に、経済振興部所管について、委員から、大型囲い罟管理業務委託料の囲い罟の扉を開閉する管理費は含まれるか。また、罟の管理は十分かと質疑があり、執行部から、委託料は、囲い罟のセンサー管理費であり、地域の方が行う扉の開閉に費用は発生しない。扉が閉まっている等管理がうまくできなかった原因は、市と地域の方との協議が不十分だったことが原因であると答弁がありました。また、委員から、過去にも指摘していたが、管理不足の状況は変わらず、業務がずさん。令和2年度はどう取り組むかと質疑があり、執行部から、イノシシの捕獲は、地域の協力がないと効果が得られない。今後、現在の管理者4名と定期的な意見交換を行い、地域と協力しながら取り組んでいくと答弁がありました。

次に、委員から、上天草マッチング機会創出業務委託料について、実施後の課題や今後の新たな取り組み目標数値はと質疑があり、執行部から、事業者営業力がなければ取引先と交渉ができない点、また、事業者の参加が少なく、取引の拡大ができない点が課題。令和2年度は、さら

に市内事業者へ働きかけを広げ、講習会等の機会をつくり、効果を高め、平成30年度新規取引件数の50件を目標に取り組んでいきたいと答弁がありました。

次に、委員から、物産館ステップアップ展開業務委託料の具体的な取り組み内容はと質疑があり、執行部から、魅力ある物産館づくりに向け新たな作物の導入、出荷者の高齢化に対応した出荷体制の確立、販路拡大の3点に取り組むと答弁がありました。

次に、委員から、香港リーガルウェディングプロモーション業務委託料について、どのあたりを想定しているか。また、費用対効果はと質疑があり、執行部から、外国人には千巖山や小島公園などが人気とのことで、その他事業を実施しながら多くのスポットを開発していきたい。事業終了後、香港からの集客目標を4,000人としており、消費単価が高いことから、一定の効果があると思っていると答弁がありました。

次に、建設部所管については、委員から、市道舗装工事は市民から要望された箇所を主に改修するのか。舗装改修後、何年程度もつのかと質疑があり、これに対し、執行部から、今後の施工予定は要望カ所と職員巡回による必要カ所を合わせて90カ所を積算している。また、一旦舗装改修を行うと、15年から20年は問題ないと思われる。合併後、施工した区間を改修した実績はないが、老朽化した部分は見受けられると答弁がありました。

次に、委員から、コミュニティプラント管理事業について、市営合併処理浄化槽10基のうち2基の修繕を行うのかと質疑があり、執行部から10基のうち、同じ制度を活用し、今年度までに6基完了している。令和2年度に2基を予定しており、残り2基についても今後実施すると答弁がありました。

次に、健康福祉部所管について、委員から、多子世帯副食費補助金は何名分を予算計上しているか。また、同じ説明書きで2種類の金額が計上されている理由はと質疑があり、執行部から、他市町村への保育所に通う児童分と、本市内の保育所に通う児童分である。令和2年度は80名分を副食費徴収免除相当額を計上していると答弁がありました。

次に、委員から、社会福祉協議会への補助金4,500万円の補助内容は職員人件費とのことだが、全ての人件費を賄えるのか。金額は十分かと質疑があり、執行部から、補助金は正規職員12名分の人件費で、人件費総額5,328万円であるため、全職員の人件費は賄えない。しかし、社会福祉協議会が委託事業を受託する等で事業収入も見込めることから、決算書を参考に補助金交付要綱に基づき支出していると答弁がありました。

次に、教育部所管について、委員から、新大矢野図書館の歴史資料等展示検討会議のメンバー構成と会議の予定回数はと質疑があり、執行部から、大学教授と本市文化財保護委員合計3名分の謝礼で、6回の会議を開催する予定であると答弁がありました。また、委員から、新大矢野図書館は令和元年度完成予定だが、施設完成まで継続して検討を重ねるのかと質疑があり、執行部から、設計内容にかかわることから基本設計と同時に進めていく必要があるため、令和2年度に計上した等の答弁がありました。

次に、委員から、大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修工事費4億9,401万9,000円の内訳は

と質疑があり、執行部から、主な事業費内訳は、基盤整備に2,615万1,000円、植栽に1,137万2,000円、排水等施設整備に5,578万9,000円、土の入れかえ芝の張りかえ及びバックネット改修に1億7,717万6,000円、構造物撤去等に1,869万1,000円と試算していると答弁がありました。

また、委員から、桜の木を一部撤去することだが、撤去は何本か。また、献木された桜を撤去する場合、献木者に連絡を行うかと質疑があり、執行部から、撤去する桜の本数は現段階で正確な数字は回答できないが、献木者への連絡は新年度に入り行う予定である。移植できる桜は移植する方向だが、移植が難しい木は新たに苗木を植樹するという事で相談したいと答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第23号については、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてでございます。委員から、生活習慣病検診委託料86万6,000円は何人分を予算計上しているか。また、市外在住の学生も対象となるが、市外向けの受診勧奨はどのような方法かと質疑があり、執行部から、集団健診は101人を加え、新たに追加した個別健診を30人と想定し、合計131人分を計上し、勧奨方法としては、来受診者に対し受診を促す文書を発送すると答弁がありました。

また、委員から、健康ポイント事業報償費について、現在の実績を踏まえ、参加者をふやすための対策はと質疑があり、執行部から、健康ポイントのスタンプ台紙を全対象者に配布する予定。これにより申請が不要となり、参加者増加につながると考えていると答弁がありました。このような審査を経まして、議案第24号については、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号、令和2年度上天草市診療所特別会計予算についてでございますが、慎重に審査しました結果、可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第26号、令和2年度上天草市介護保険特別会計予算についてでございますが、委員から、あっぷあっぷサロンの委託料がふえた要因はと質疑があり、執行部から、人件費の増加が要因で、令和2年度は6人分の人件費を計上していると答弁がありました。

また、委員から、地域支えあい活動立ち上げ事業補助金の具体的内容はと質疑があり、執行部から、高齢者が気軽に集まって楽しく過ごすための居場所づくりの補助金で、立ち上げ時の施設改修や備品購入に対し、1件当たり50万円を上限に補助するものと答弁がありました。このような審査を経まして、議案第26号については、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号、令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算についてでございますが、慎重に審査をいたしました結果、可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第28号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算についてでございますが、委員から、映像コンテンツ更新業務委託料については、仕様書の充実、スケジュール管理を徹底し、良いものをつくっていただきたいと意見がありました。このような審査を経まして、議案第28号については、可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第29号、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます

が、委員から、健康ポイント事業報償費の対象は75歳以上の後期高齢者となるが、高齢者向けの対策はあるかという質疑があり、執行部からは、インセンティブとなる施設利用券は、高齢者にとって使い勝手が悪いと思われるので、国民健康保険特別会計で実施するインセンティブとは違う形での提供を考えたいと答弁がありました。このような審査を経まして、議案第29号については、可決すべきものとして決定しました。

議案第30号、令和2年度上天草市電気事業特別会計予算についてでございますが、慎重に審査をいたしました結果、可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第31号、令和2年度上天草市水道事業会計予算についてでございますが、委員から配水及び給水費の漏水調査委託の金額は、また、前年度との比較はどの質疑があり、執行部から、漏水調査は毎年調査地区を変え実施しており、令和2年度は令和元年度とほぼ同額の245万6,300円を計上していると答弁がありました。また、委員から、原水及び浄水費の報償費で芦北浄水場管理作業報償費が計上されているが、まだ必要な経費なのか。将来的に海底送水管を使用することかなど質疑があり、執行部から、芦北浄水場の施設周辺の草刈り等管理費用を計上した。海底送水管の再利用は、今後調査を行い必要経費を算出し検討すると答弁がありました。このような審査を経まして、議案第31号については、可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第32号、令和2年度上天草市下水道事業会計予算についてでございますが、慎重に審査をいたしました結果、可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第33号、令和2年度上天草市上天草総合病院事業会計予算についてでございますが、委員から、外来収益は前年度比マイナス1,900万で予算計上されている。これは、外来患者が減ることを想定したのか。また、その要因は何かと質疑があり、執行部から、1日当たりの外来患者数は、平成28年度が532人、平成29年度が507人、平成30年度が499人と、毎年減少傾向にあるため、令和2年度も減少すると想定した。その要因は、周辺地域の人口減少に伴う自然減と考えていると答弁がありました。このような審査を経まして、議案第33号については、可決すべきものとして決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した主な内容でございます。

よろしく御協議いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、予算決算常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定しましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第23号から議案第33号までの案件について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決をいたします。

議案第23号、令和2年度上天草市一般会計予算を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第24号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第25号、令和2年度上天草市診療所特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第26号、令和2年度上天草市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第27号、令和2年度上天草市斎場特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第28号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予

算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第29号、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第30号、令和2年度上天草市電気事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第31号、令和2年度上天草市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第32号、令和2年度上天草市下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第33号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 35 号 令和元年度（平成 31 年度）上天草市一般会計補正予算
（第 8 号）

○議長（園田 一博君） 日程第 6、議案第 35 号、令和元年度（平成 31 年度）上天草市一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、令和元年度（平成 31 年度）上天草市一般会計補正予算（第 8 号）の議案を提出しております。

議案の詳しい内容につきましては、総務企画部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から、議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第 35 号、令和元年度（平成 31 年度）上天草市一般会計補正予算（第 8 号）について御説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農業者及び漁業者への金融支援策、同ウイルス感染症防止のための小学校の臨時休業により、放課後児童クラブ等の開所時間延長にかかる費用、保育園等へ配布する同ウイルス感染症防止のためのマスク等の購入費用等を補正予算に計上するものでございます。

予算書 1 ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ 1,550 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 197 億 4,748 万 5,000 円とするものでございます。

4 ページをごらんください。

第 2 表の繰越明許費の補正は、新型コロナウイルス感染拡大防止事業、児童福祉施設等のほか 1 件、合計 307 万 2,000 円を令和 2 年度へ繰り越して、事業を実施可能とするものでございます。

5 ページをごらんください。

第 3 表の債務負担行為の補正は、新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補給費補助金、農業 354 万円、同事業、漁業 260 万 4,000 円、新型コロナウイルス対策に伴う中小企業の資金繰りを支援する利子補給補助金 4,050 万円の債務負担行為の限度額を 4,664 万 4,000 円とするものでございます。

歳入の内容について御説明いたします。

8 ページをごらんください。

65(款)国庫支出金15(項)国庫補助金は1,359万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)民生費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症防止のための小学校の臨時休業により、放課後児童クラブの開所時間延長にかかる費用及び市が同ウイルス感染症防止のためにマスク等を一括購入し、子供子育て支援事業所に配置する費用の補助金609万2,000円、同じく保育園に配布する費用の補助金750万円を計上するものでございます。

70(款)県支出金15(項)県補助金は、191万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、25(目)農林水産業費県補助金において、熊本県が新型コロナウイルスの影響により経営が悪化した農業者及び漁業者のための金融支援制度を創設し、令和2年3月9日付けで予算を専決処分したことから、県が補助する2分の1の額である新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補助金、農業113万7,000円、同補助金漁業77万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出の内容について御説明いたします。

9ページをごらんください。

20(款)民生費10(項)児童福祉費は1,379万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)児童措置費1,379万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症防止のための市内保育園等22施設に必要なマスク消毒液等を、市が一括購入し、配布するための費用151万1,000円、同ウイルス感染症防止のための小学校の臨時休業により放課後児童クラブの開所時間延長に係る委託料259万2,000円、放課後児童健全育成事業の基準を満たさない私立保育園が実施する地域活動事業の児童預かりの開所時間延長に係る補助金19万9,000円、保育園等がウイルスの感染防止用に購入する備品等に対する補助金948万9,000円を計上するものでございます。

35(款)農林水産業費10(項)農業費は177万円の増額でございます。内訳といたしまして、20(項)農業振興費177万円の増額は、熊本県が新型コロナウイルスの影響により経営が悪化した農業者のための金融支援制度を創設し、令和2年3月9日付けで予算を専決処分し、市町村への協力要請があったことから、農業者が借り入れる運転資金の利子の補助に係る費用を計上するものでございます。

35(款)農林水産業費20(項)水産業費は130万2,000円の増額でございます。15(項)水産振興費130万2,000円の増額は、前項と同様の理由により、漁業者が借り入れる運転資金の利子の補助に係る費用を計上するものでございます。

75(款)10(項)予備費は、歳入歳出予算額の調整のため135万7,000円を減額するものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市一般会計補正予算(第8号)の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。本案について質疑はありませんか。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） まず、経済の方からいいですか。コロナ対策ということで、申請が、一応見込み申請者数ということで、そこに説明書のほうに書いてありますけれども、申請者数がこれより上回った場合は、打ち切りじゃなくて、新たな補正追加ということでいいんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） はい、そのように考えております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） はい、わかりました。それと、福祉のほうですけれども、いいですか。これは、児童福祉ということで、学童保育とか保育園とかいうことであります。で、市がマスク等一括購入しということで説明してありますけれども、これは、今、全国的にマスクはもう品薄ということで、国が持っているということですけど、一括購入するということで購入したときに、すぐ来るものなのかどうか。それと、こないだの委員会のときに、各施設などの現状を把握しておられるかと聞いたときに、介護施設、保育園、その他学童保育、まだ現状は把握していないということだったんですけども、今、上天草市内のそういう施設でどういう状況なのかというのは、その後、把握されたのか。今、どれぐらい足りないのかというのは、把握されているんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくお願いたします。

今、マスクの一括購入ということで、私たちが購入のほうには努力をしているところでございますけれども、オーダーをかけた部分について、まだ納入ができていないというのが現状でございます。ただ、保管しているマスクがございますので、まずは、そちらの必要な介護施設、あるいは、保育所等には、保存がありますので、その分を交付する予定には今後はしております。

それと、一括購入の予算ということで、ここには掲げてありますけれども、このマスク、あるいは、消毒液を購入して交付するものと、それと、備品購入で空気清浄機とか購入したときには、そこに補助をするということで、ここに計上してありますけれども、一つの施設に対して上限50万円ということになっておりますので、今後、そのマスクを購入することが、まだ、今のところ納入のほうが遅れておりますので、ストックしてあるそっちのほうから交付をして、あとは購入して、うちのほうの所有のほうに回していきたいというふうには考えておりますけれども、今の段階では、このマスク消毒液購入と、備品購入をする最上限の枠が50万円ということになります。1施設に50万円ということになりますので、ここに計上した内訳はそういうことになります。

○6番（宮下 昌子君） 施設の現状把握は。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 現状把握ですけれども、先週の金曜日に、ちょっと各施設の必要枚数等、保管状況とか、確認を今現在とっておりますので、その確認ができたところで、うちのストックの枚数を割り当てて交付していきたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） ぜひ、早急に把握していただいて、もう本当になくなったということがないようにしていただければと思います。それと、これは保育所とか子供の施設になりますけれども、介護施設なんかでも不足しているというのを聞きますので、そちらのほうの対策は今後どうなるのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 今、国のほうでは、保育所、介護施設等に布マスクのほうを交付する予定ということで、今交付されて、交付が始まっておりますけれども、まだ私どもの市に対しては、まだ交付がなされていない状況でございますので、その状況を考えながら、交付のほうは考えていきたいというふうには思っております。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。
新宅議員。

○9番（新宅 靖司君） 今回の補正は、新型コロナウイルスということでの補正ですが、放課後児童保育とか、農林水産業に対しての利子補給などの支援ですが、本市は、観光業あたりも結構打撃を受けております。飲食業、旅館業などもですね。そういった対策については、今後どのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 今回の農林漁業者に向けての利子補給事業につきましては、市と県並びに金融機関が利子補給を同時にやるというようなことございまして、今回、金融機関を窓口にして、市町村を經由して県の補助対象事業の承認という形になるものですから、平成31年度の補正予算を組んでおかないと受け付けができないということでございます。

また、観光業を含む中小企業の資金繰りにつきましては、毎年12月、ほかの事業もそうですけども、12月までの利子を補給するという形でございますので、平成31年度、早急に利子補給をする予定はないだろうという見込みでございまして、令和2年度の補正予算で対応したいというふうに考えてるところでございます。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） きょうで3月議会も閉会です。そういったところは、遅滞なくやっていただきたいと思います。また、そういったところになると、専決だとか、いろんな対応をされるんだろうと思いますが、そこら辺は地元の企業が困らないように対策をとっていただきたいと思います。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） はい。おっしゃるとおりでございます。

今回は、3月31日までの予算実行があるかどうかということ判断した場合に、その可能性はもうないということでしたので、債務負担行為で財源の確保に動いております。中小企業、零細企業に対しての助成の制度そのものはもうつくり上げましたので、議会終了後、債務負担行為で財源の確保ができたということで、商工会や観光協会、あるいは、いろんな事業体に対しては市の意思をお伝えして、運転資金の調達に向けて積極的に動いていただけるよう、我々も支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（園田 一博君） ほかにございませんか。

桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 宮下議員と新宅議員の質問に少しばかり重複する部分がありますけど、御了承ください。

確認ですけど、ここに、農林水産と農業関係の部分で、農業の分は12人という人数が設定してありますね。それは、その都度、増えた場合は受け付けるというような話で理解していいんですかね。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） そのとおりで結構です。

○14番（桑原 千知君） なら、水産業自体もそれでいいということですね。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） はい、そのとおりです。

○14番（桑原 千知君） では、さっき新宅議員が話をされた、それに対する質問がですね、部長の答弁自体を聞けば、あらと思うんですけど、先ほど市長がじきじき話をされた部分で理解したわけですが、つい4、5日前かな、国のほうからの今の新しい補助等あたりの全般的な部分が、恐らくほかの市議さんたちにも送ってきたと思います。執行部には、特に、その辺はいち早く把握していると思いますけど、はっきり言いまして、今、言われなかったらですね、市そのものの対応が遅いというような批判を受けるのは間違いありません。

それで、一番聞きたいのがですね。今、知事のほうに、いろんな産業団体が押しかけていて、何とか助けてくれというようなことでメディアあたりが相当取り上げて、具体的にどのような形にするか、まだ詳しい部分はわかりませんが、私が聞きたいのは、上天草市自体が今言われる旅館業とか、これはもう致命的な部分で、結果的にどうなるんだろうかという皆さんが不安視している部分があるのは確かだと思います。そして、特に、上天草市は、この観光業に対する施策というのは第一に掲げて行政自体が取り組んでいく中で、通り一遍の国がこうしたああしたという部分は抜きにして、特段の市長の配慮でその辺のお手伝いができるような部分も考えていただくのも一つの手ではないかと思っておりますので、ぜひとも全般的な部分を把握していただいて、目配りをしていただければ、市民も業界そのものも安心する部分が少なからず出てくると思いますので、ぜひともその辺をしていただければと思っております。市長、よろしくお願いたします。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 今回はですね、いわゆる3年分の利子補給と、あるいは、保証料の免除というのを基本にしております。国、県の制度も今発表されたばかりで、まだ詳しい内容が伝わってない部分もありますので、まだ我々もどんな形でなるかというのはちょっとわかってませんが、先ほどの、今の段階では少なくとも利子補給と保証料の免除というのは、どの方の申請であっても、何とかやりたいというふうに考えているところです。

もう一つはですね、国も県もそうなんですけど、熊本地震の経済対策を基本に考えてあります。ただ、今の状況から考えると、その終息時期がいつになるのか、非常にまだ不透明な部分もありますし、今後、経済活動に対する影響は、熊本地震より大きくなる可能性だって十分ありますので、ここら辺については今現時点で財源の確保はしてありますが、柔軟に対応していく必要がある場合が出てくるかと思えます。そのときは、支援内容の拡大とかですね、あるいは、その財源の追加してでも確保するとか、そういう動きが必要な場合がありますので、その場合については、また事前に議会のほうには御報告、御相談をさせた上で決断をしていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） ご承知のとおりですね、やはりこういった大きな問題があったとき、一つの1番大きな例が、どっかの職員がですね、マスクが中国から入らない、なくなるということで、こういうようなパニック状態になるような状況でですね、心理的な部分が大変影響するのが、こういうふうな事案だと思います。だから、市長が、いろんな国の施策、いろんな部分は、私が率先して上天草の部分に対してはしますけんていう、その発信がですね、安心につながると思いますので、力強い言葉ですよ。その辺は対応していただければいいんじゃないかと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第35号は可決することに決定しました。

○議長（園田 一博君） 日程第7、同意第12号、上天草市副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案について御説明いたします。

追加議案書その2の2ページをお願いします。

同意第12号、上天草市副市長の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

現在の小嶋副市長の任期が、令和2年3月31日をもって満了となります。つきましては、後任の副市長に次の者を選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。氏名は村田一安。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び本日配布をいたしました資料に記載のとおりでございます。なお、任期は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間でございます。

提案理由といたしましては、副市長を選任するには、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。本案について、質疑はありますか。

新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 少し質疑をさせていただきたいと思います。

市長は、当初、市長になられたときは、副市長がおられなかったということで、今回、小嶋現副市長が4年間ということで、次の副市長ということですが、副市長を置く必要性、そして、市長が思われている副市長の役割、どのような思いで今回任命をされるのか。前は、県からということでしたが、今回、地元から選任をされるということですが、それも含めて、市長の思いをお願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 1年間はですね、副市長を置かずに1年3カ月ですか。副市長を置かずに市長という役割を果たしてきたわけなんですけど、ここで4年間、副市長に来ていただいているんですけど、やっぱり予算執行上ですね、当初予算でも180億円ぐらい、決算ベースでいくと200億円を超える予算を執行していく上で、やっぱり行政事務のチェック機能という意味でいけばですね、やっぱり副市長の立場というのは非常に大きいものがあるかというふうに思います。小嶋副市長には、もう4年間任期満了ということになるんですけど、やっぱり県の出身者としてですね、本当に精力的に副市長の役割を果たしていただきました。国県とのパイプも、この4年間で随分太くなったという思いもありますし、そういった意味では、小嶋副市長に対しては感謝の気持ちでいっぱいでございます。

で、今回は、地元出身者ということで決断をいたしました。早くからですね、次の副市長は、

地元出身者からという思いも実はございました。今回の候補者については、行政経験もございませし、そのあと退任後にですね、地域のほうで、まちづくり委員会であるとか、あるいは、地区社協の会長、人権擁護委員、こういったそれぞれの地域の中で要職を果たしてこられておりますので、行政経験に加え、地域の実情を肌で感じてこられたかというふうに考えております。そういった意味では、小嶋副市長とはまた違った面での上天草市に対するやっぱり貢献というのは、十分期待できるんじゃないかなというふうな思いでいるところです。いずれにせよ、私も民間出身の市長でございますので、行政事務のチェックをするというか、行政事務を監視していくというのは、私よりはですね、副市長のほうが適任だというふうに考えておりますので、そういった部分についても、副市長のほうにお任せをできる部分はお任せをしていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 今、市長の副市長を選任するに当たっての思いをいただきました。小嶋副市長は、大変上天草市のために頑張ってくられたと、私も思っております。選任してよかったということになるように私も願っておりますので、もう答弁は要りませんので、これで質疑を終わりたいと思います。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、同意第12号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、同意第12号は、同意することに決定しました。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。12時となりましたが、全ての審議が終了するまで会議を続けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

日程第 8 発議第 2号 上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第8、発議第2号、上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、島田光久君。

○議長（島田 光久君） 発議第2号、上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上天草市議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであり、提出者は、議会運営委員長、島田光久です。

改正の内容は、第5条第2項ただし書き中100分の145を、100分の160に改めるものです。

提案理由は、第三者機関である上天草市特別職報酬等審議会の期末手当支給月数に関する答申を踏まえ、上天草市市議会議員の期末手当の支給割合を改める必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

令和2年3月16日、上天草市議会議長、園田一博。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、発議第2号を採決いたします。この採決は起立によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（園田 一博君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。お手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査及び付託事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（園田 一博君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって、令和2年第1回上天草市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでし

た。

閉会 午後 0時05分